



水戸市告示第 84 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により，都市計画を変更したので，同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により，次のとおり告示し，同法第 2 項の規定により，当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和 8 年 3 月 19 日

水戸市長 高橋 靖

記

- 1 都市計画の種類
防火地域及び準防火地域
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) 準防火地域
 - (ア) 追加する部分
内原町字前方，字桧宮の各一部
- 3 縦覧場所
水戸市 都市計画部 都市計画課

水戸・勝田都市計画

防火地域及び準防火地域の変更 (水戸市決定)

令和7年度

水 戸 市

水戸・勝田都市計画防火地域及び準防火地域の変更(水戸市決定)

都市計画防火地域及び準防火地域を次のように変更する。

(水戸市)

種 類	面 積	備 考
防火地域	約 118ha	変更なし
準防火地域	約 284ha	内原駅南口地区約 0.8ha を追加


「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

内原駅南口地区におけるにぎわいと交流の創出に向け、内原駅南口交通広場を含む駅前の都市施設整備に合わせ、駅前にふさわしい土地利用が図られるよう、用途地域を変更することに伴い、高度化を図る駅前において、建築物の防火性能を向上させ、火災の延焼拡大を抑制するため、準防火地域を変更するものである。

水戸・勝田都市計画 防火地域及び準防火地域 総括図

平成三十一年十月



地区番号	地区名	面積	理由
1	内原駅前口地区	約0.8ha	内原駅前口地区におけるぎわいと交流の創出に向け、内原駅前口交通広場を含む駅前都市施設整備に合わせ、駅前付近の土地利用が図られるよう、用途地域を変更するとともに、高度化を図る駅前において、建築物の防火性能を向上させ、火災の延焼拡大を抑制するため、準防火地域を変更するものである。

番号 1
地区名 内原駅前口地区
面積 約0.8ha
理由 内原駅前口地区におけるぎわいと交流の創出に向け、内原駅前口交通広場を含む駅前都市施設整備に合わせ、駅前付近の土地利用が図られるよう、用途地域を変更するとともに、高度化を図る駅前において、建築物の防火性能を向上させ、火災の延焼拡大を抑制するため、準防火地域を変更するものである。

風致地区

名称	面積	備考
三の丸風致地区	2.2	1981年3月2日
千波風致地区	1.2	同上
笠原風致地区	43.0	1981年3月2日
八幡風致地区	26.6	同上
家老風致地区	28.5	同上
長善山風致地区	41.1	同上
寶篋山風致地区	42.5	同上
合計	約200.2	

緑地

区分	名称	面積	備考
1	公園緑地	32.3	1981年3月2日
5	庭川緑地	46.7	1981年3月2日
6	都市公園	5.8	1981年4月1日
7	遊川緑地	32.8	1981年3月2日
8	紀州庭園緑地	1.5	1981年3月2日

特別緑地保全地区

名称	面積	備考
上市緑地保全地区	約24	1981年10月1日

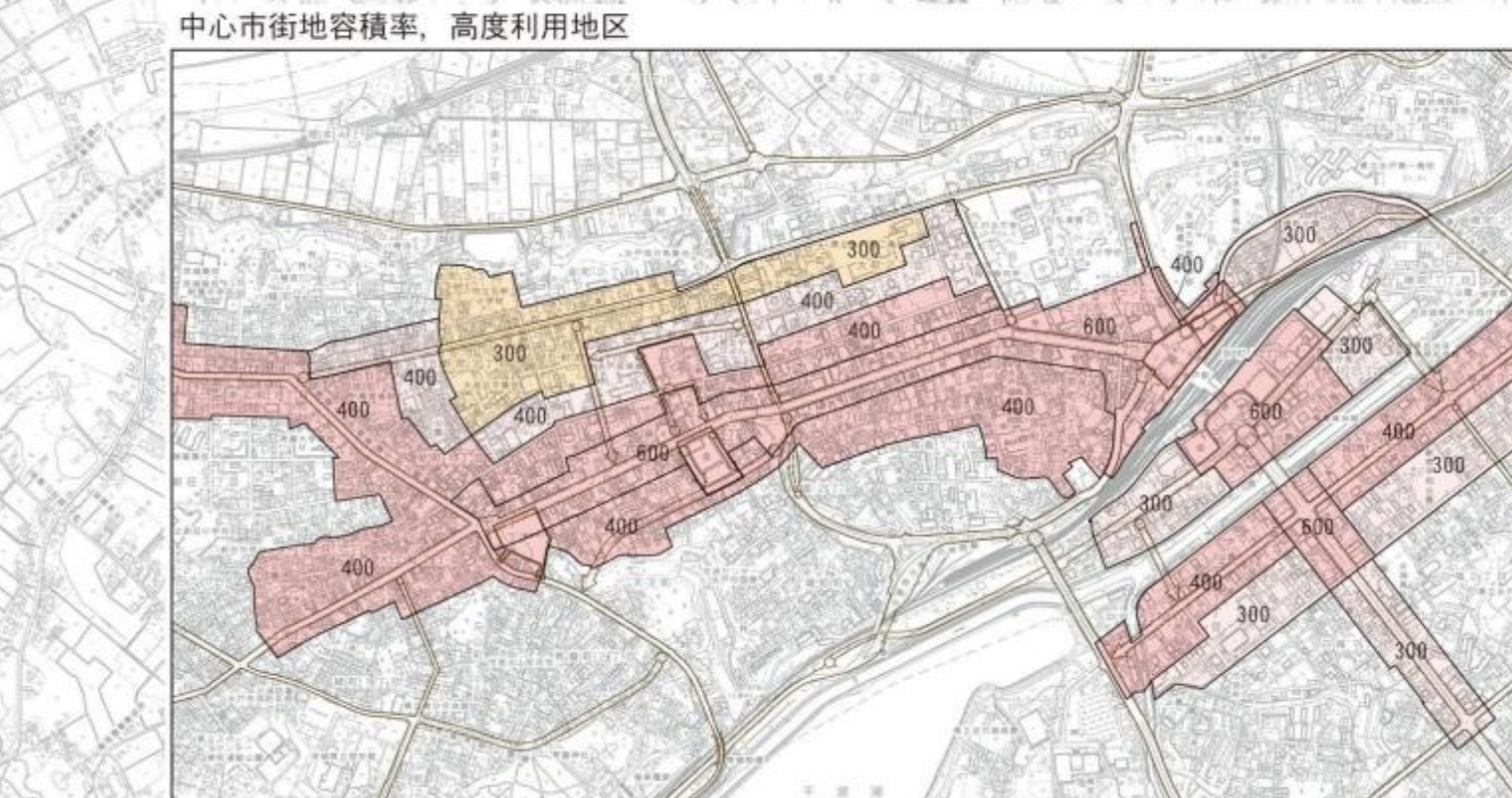
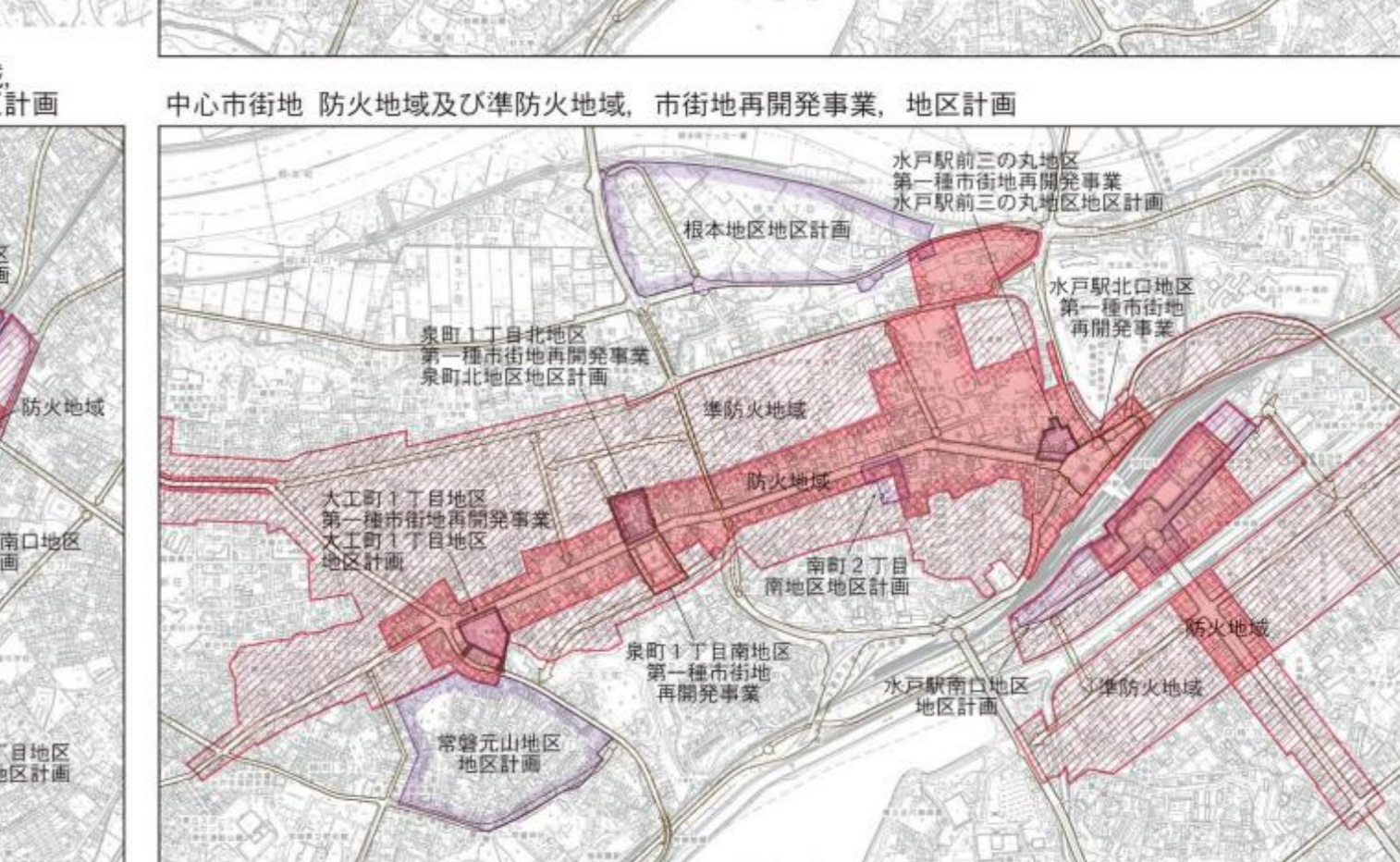
凡例

用途地域	建ぺい率 (%)	容積率 (%)	高度地区
第一種低層住居専用地域	—	—	—
第一種中高層住居専用地域	60	200	第2高度地区
第二種住居地域	60	200	第2高度地区(前)
準住居地域	60	200	第3高度地区(前)
近隣商業地域	80	200	第4高度地区(前)
商業地域	80	200	第5高度地区(前)
準工業地域	60	200	第3高度地区
工業地域	60	200	第3高度地区

凡例

今回新たに準防火地域界となる部分

容積率・建蔽率



水戸市都市計画 防火地域及び準防火地域 総括図

